

しんじゅくコール ☎03-3209-9999
土・日曜日、夜間もご案内
受付時間:午前8時~午後10時
FAX 03-3209-9900

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。

★広報新宿5月25日号は、8ページではなく4ページでの発行となります。

新型コロナウイルス感染症と 向き合いながら 奮闘する 医療従事者へ エールを

新型コロナウイルス感染症に立ち向かい、日々力を尽くしている医療従事者へのメッセージが多数寄せられています。今回は、医療従事者を応援し、感謝を伝える取り組みの一部を紹介します。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・FAX(5272)5500へ。

感謝のメッセージを横断幕で

余丁町で店舗デザインを中心としたディスプレイ会社を経営する伊藤博通さんは、医療従事者など、新型コロナウイルス感染症に対して最前線で働く全ての方への感謝を横断幕などで表現しています。

ご自身やご家族が日頃から近隣の国立国際医療研究センター病院や東京女子医科大学病院にお世話になっていることから、自分ができることは何かを考え、4月中旬から自宅や勤務先の事務所にメッセージを掲げています。



伊藤博通さん

この取り組みに賛同してくれた友人の会社に、同じ横断幕を掲げてもらうなど、エールの輪は広がっています。



現場の職員に 手作りのフェイスシールドを



◀目・鼻・口を飛沫から守ります

区内在学の小学6年生・清水雄基さんから、区保健所に手作りのフェイスシールドをいただきました。感染のリスクと向き合いながら新型コロナウイルス感染症に立ち向かう職員が、感染を予防できるようにと、10個のフェイスシールドを丁寧に作ってくれました。

自宅の3Dプリンターで家族みんなで作りました。保健所の皆さんに「ありがとうございます」の気持ちが伝わればと思います。



清水雄基さん

寄付されたマスク等の物資を 医療従事者へ

個人・企業・団体から新宿区に、マスク・防護服・アルコール消毒液などの寄付のご協力をいただいています。ありがとうございます。中には、「起業時に日本人に大変お世話になった」とおっしゃる中国・無錫市の方からの60,150枚のマスクの寄付もありました(下写真)。寄付されたマスクには、「同じ空のもと、ともに頑張ろう」というメッセージが込められた漢詩が添えてありました。



▲寄付いただいた消毒液

区では、皆さんからいただいたマスク等を医療現場で活用してもらうために、新宿区医師会に物資を送付しました。また、区内福祉関係施設などでもご活用いただいています。

【物資の寄付に関する問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592・FAX(3209)4069へ。

ライトアップで表す感謝の気持ち

3月下旬に英国で始まり世界に広がった医療従事者への感謝の気持ちを表すブルーライトアップ。区役所第1分庁舎に設置しているLEDライトを使い、午後6時から壁面を青色にライトアップし、新型コロナウイルス感染拡大防止に携わる医療従事者の方々の感謝と賛美の気持ちを伝えています。



区主催等イベントの中止・延期、区施設等の休館等の対応を
新型コロナウイルス感染症の収束が認められるまでの間延長します

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月10日まで原則中止・延期としていた区主催等のイベント、区施設等の休館等の対応を、新型コロナウイルス感染症の収束が認められるまでの間延長します。最新の情報は、新宿区ホームページまたは各主催者・各施設に直接、ご確認ください。

後期高齢者医療制度に加入している方へ 交通事故などのけがの治療で 保険診療を受けるときは届け出を

●後期高齢者医療制度で保険診療を受けられます
交通事故など第三者(加害者)の行為により受けた傷害の医療費は、本来、加害者が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療制度で保険診療を受けることができます(自損事故を含む)。東京都後期高齢者医療広域連合が、医療費(自己負担分を除く)を立て替え、その後、加害者側に請求します。
●事故日から30日以内に区役所に必ず届け出を
交通事故などで、後期高齢者医療被保険者証を使って診療を受ける場合は、事故によるけがであることを医療機関に伝えるとともに、高齢者医療担当課にも届け出る必要があります(事故日から30日以内)。事故の状況などをお伺いした上で、届け出に必要な書類等を詳しくご案内します。まずはご連絡ください。
【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

快適なマンションライフのために 20

【問合せ】防災都市づくり課耐震担当(本庁舎8階) ☎(5273)3829へ。
●マンションの耐震化は
はじめの一歩が重要
内閣府によると、30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%程度とされています。いつ起きてもおかしくない大地震に備えることが必要です。
マンションを耐震化するには、耐震診断から補強設計を経て、耐震改修工事の完了まで約3年かかります。分譲マンションの耐震化を進めるには、総会

の決議が必要となるほか、補強計画や資金計画などに対する合意形成の課題を解決する必要があります。これらの課題を解決するため、マンション管理士や建築士などを派遣する区の専門家派遣制度をぜひご利用ください。
大地震に対する不安を拭い去り、安心して暮らすマンションライフを実現するために耐震化への一歩を踏み出してみませんか。

水害に備えましょう

◆ 浸水区域・避難経路の確認

洪水ハザードマップ(下図)を、浸水が予想される区域や避難経路などの確認にご活用ください。マップは、危機管理課・道路課(本庁舎7階)・環境対策課(本庁舎7階)・建築指導課(本庁舎8階)・特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。
【登録用電子メールアドレス】
entry-snjk@bousai-mail.jp

◆ 避難の際に取るべき行動～避難行動の目安

気象庁が発表する防災気象情報や、区が発令する避難情報の収集に努め、適切な避難行動を取りましょう。
気象庁は「警戒レベル1～2」を発表し、区は「警戒レベル3～5」を発令します。

【警戒レベル】	【避難情報等】	【取るべき行動】
1	早期注意情報	避難行動・避難所開設状況を確認 小まめに情報収集し、避難に備えましょう
2	洪水注意報・大雨注意報	避難に時間を要する方は避難、その他の住民は避難準備
3	避難準備・高齢者等避難開始	立ち退き避難または、屋内のより安全な場所へ避難
4	避難勧告・避難指示(緊急)	命を守るための最善の行動を取りましょう
5	災害発生情報	

大雨にご注意ください

●いつでも土のうが取り出せる
土のうステーションのご活用を
土のうステーションの場所等詳しくは、明治通りの東側にお住まいの方は東部工事事務所(市谷仲之町2-42) ☎(5361)2454、西側にお住まいの方は西部工事事務所(下落合1-9-8) ☎(3364)2422にお問い合わせください。
※管理会社等が建物管理をしている場合は配布できないことがあります。
※土のうは受け取った方が処分してください。
【問合せ】道路課計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3525へ。

国民年金に関するお知らせ

令和2年度の年金額

年金の種類		年金額
老齢基礎年金(満額の場合)		78万1,700円
障害基礎年金	1級	97万7,125円
	2級	78万1,700円
遺族基礎年金		78万1,700円
子の加算額(障害・遺族とも)	第1子・第2子	22万4,900円ずつ加算
	第3子以降	75,000円ずつ加算

年金生活者支援給付金の電話相談は ねんきんダイヤルへ

☎0570(05)1165(ナビダイヤル) ※050から始める電話からは ☎03(6700)1165へ。
月曜日/午前8時30分～午後7時 ※月曜日が祝日の場合は、翌開所に午後7時まで相談をお受けします。
火～金曜日/午前8時30分～午後5時15分 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は休止します。
第2土曜日/午前9時30分～午後4時

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。
年金生活者支援給付金の電話相談窓口「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」の運用は3月31日で終了しました。今後は「ねんきんダイヤル」へご相談ください。
※12月までは、年金生活者支援給付金専用ダイヤルへの電話はねんきんダイヤルに接続されます。
【問合せ】▶新宿年金事務所(大久保2-12-1,1階) ☎(5285)8611、▶区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338へ。詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>)でもご案内しています。

防災用品等をあっせんしています

区内の家庭・事業者向けに、防災用品・消火器・住宅用火災警報器をあっせんしています。3年3月31日(木)までにあっせん業者に直接、お申し込みください。
【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

◎防災用品 あっせん事業者/東京都葛飾福祉工場 ☎(3608)3541

非常食・保存水、家具転倒防止器具、簡易トイレ等の防災用品をあっせんしています。品目、あっせん価格等を掲載したパンフレットと申込書は、危機管理課、区立防災センター(市谷仲之町2-42、火曜日・祝日は休み)、特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。
※お届けまでに時間をいただく場合がありますが、ご了承ください。



◎消火器 あっせん事業者/㈱日東防火 ☎(3354)6333

消火器の購入や薬剤の詰め替えをあっせんしています。
●古い消火器にご注意を
消火器本体の耐用年数は、おおむね製造から8～10年です。耐用年数にかかわらず、傷・腐食・さび・変形等に注意しましょう。不用品な消火器の処分は専門の業者に依頼してください。

◎住宅用火災警報器

平成22年4月から、都内全ての住宅に設置が義務付けられています。メーカー等では10年を目安に交換することを推奨しています。正常に作動するか確認しましょう。
区であっせんする警報器は煙式または熱式で、いずれも音声警報タイプです。
【価格(税込)】1個3,850円(取り付けも依頼する場合は4,950円)

あっせん事業者
▶三興防災工業㈱(西新宿4) ☎(3377)4331
▶昭和理化㈱(大久保2) ☎(3209)4043
▶東京防災設備㈱(上落合2) ☎(3363)9761
▶東通工業㈱(西新宿7) ☎(3365)2161
▶東和防災工業㈱(西新宿6) ☎(3345)5270
▶㈱日東防火(新宿6) ☎(3354)6333
▶日東防災設備㈱(百人町1) ☎(3362)3697
▶光防災工業㈱(北新宿4) ☎(3371)1078

区職員をかたる悪質な業者にご注意を
区は訪問販売を一切行っていません。区があっせん事業者が訪問する場合は、事前に電話連絡の上、区の腕章を着用してお伺いします。

6月は環境月間 環境に良いことはじめませんか

環境問題は、地球温暖化・大気汚染など地球規模のものから、ごみや地域の美化など身近なものまで、さまざまです。一人一人ができることから、環境を守るための取り組みを始めましょう。

家庭でできる夏の省エネ

夏は、冷房機器の使用などにより、消費電力が多くなりがちです。夏の省エネの工夫を知り、環境・家計に優しい暮らしを実践しましょう。
【問合せ】環境対策課環境計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3763へ。
エアコン使用時は設定温度や使用環境を工夫しよう
夏は、日中の消費電力の半分以上をエアコンが占めます。「エアコンの頻繁なオンオフを行わない」「室外機の周囲に物を置かない」等、熱中症に注意しながら無理なく省エネしましょう。



室内に入ってくる熱を減らそう

室内に入ってくる熱の7割以上が窓からです。遮熱対策は、カーテンやブラインドのほか、住宅の外側で日差しを遮る「みどりのカーテン(右下記)」なども効果的です。
季節や時間に応じて冷暖房機器等の設定を変更しよう
▶夏は便座暖房を「オフ」、洗浄温水は「低め」に設定する
▶日中は照明を消し、夜間は点灯を最小限にする
▶冷蔵庫の設定温度を、夏は「中」、春・秋・冬は「弱」に設定する ほか

環境への取り組みを記録しましょう

「みどりの小道」環境日記2020年新宿版を発行

環境について調べ、考え、行動したことなどを書く日記帳です。区立小学校の4～6年生には学校から全児童に配布します。そのほか希望する方は、お問い合わせください。
【問合せ】環境学習情報センター ☎(3348)6277へ。

「みどりの小道」環境日記コンテスト

区内在住・在学の小学生は、コンテストに応募できます。締め切りは9月5日(土)です。優秀作品は、12月12日(土)に環境学習情報センターで開催する「新宿子ども環境シンポジウム」で表彰を予定しています。詳しくは、お問い合わせください。

5月31日は世界禁煙デー

5月31日～6月6日は禁煙週間

世界禁煙デーは、「たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう、さまざまな対策を講ずるべきである」という世界保健機関(WHO)の決議により、「5月31日」と定められています。また、厚生労働省は、「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定めています。今年度は「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」をテーマに普及啓発を行います。
◆受動喫煙防止に関する国・都・区の法令等の施行◆
改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例では、喫煙をする際のさまざまなルールを定めています。4月からは、2人以上の人が利用する全ての施設が原則屋内禁煙となりました。区は、平成17年度から条例で、区長の指定する喫煙場所を除き路上喫煙を禁止しています。
【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3047へ。

受動喫煙防止対策にかかる喫煙所等の整備費用を助成します

区では、区内の事業者等が、喫煙専用室等・公衆喫煙所を整備する場合に設置・改修等の費用(消費税等を除く)を助成します。申し込みは6月1日(月)から受け付けます(助成総額に達し次第受け付けを終了)。
申し込み方法・要件等詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。
【問合せ】衛生課管理係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3838へ。



◆喫煙専用室等の整備費用の助成

喫煙専用室等(おおむね2㎡以上)を整備しようとする中小事業者(都補助事業の対象となる事業者を除く)などに設置・改修等の費用を助成します。
【助成金額】助成対象経費の10分の9(上限は400万円)

◆公衆喫煙所の整備費用の助成

公衆喫煙所(おおむね5㎡以上)を整備する際に、設置・改修等の費用を助成します。
【助成金額】助成対象経費の全額(上限は下記のとおり)
▶屋内・屋外(コンテナ型)…1,000万円
▶屋外(パーテーション型)…600万円



エコ王子(エコギャラリー新宿 イメージキャラクター)▶

生活騒音に気を配りましょう

エアコンの室外機やテレビ、足音などの生活騒音は、近隣にお住まいの方に思わぬ迷惑を掛けてしまうことがあります。特に春から夏にかけて、窓を開けることが多くなるため、音が外に漏れやすくなる傾向があります。生活騒音によるトラブルを未然に防止し、皆さんが快適な環境で生活できるよう、下記のことにご気を付けましょう。

生活騒音が原因のトラブルを起こさないためのポイント

▶深夜・早朝は大きな音を出さないよう特に注意する
▶音響機器・エアコンの室外機・洗濯機等は、隣家から離して設置する
▶防音マット・防音カーテン・二重サッシを取り付ける
▶騒音計(※)で自分が出している音の大きさを確認する
※区では、区内在住・在勤・在学の方に、騒音計(写真)を貸し出しています(貸出期間は1週間)。トラブルの防止にお役立てください。
【申込み】事前に電話予約の上、環境対策課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。



2020 新宿みどりのカーテンプロジェクト ゴーヤーの種と育て方ハンドブックをお送りします

●新宿のみどりのカーテンを育てよう

みどりのカーテンは、つる性の植物を窓の外にはわせて日差しを和らげる、自然のカーテンです。申し込みいただいた方にゴーヤーの種とハンドブックを送ります(数に限りあり。なくなり次第終了)。
※4月下旬～5月下旬に各地域センターで開催を予定していた説明会に申し込みいただいた方にもお送りします。
【申込み】はがきに住所・氏名・電話番号のほか「新宿みどりのカーテン」プロジェクトと記入し、6月5日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。



区立小・中学校・一部高等学校の教科書展示会

【日時・会場】▶①区立教育センター(大久保3-1-2、新宿コズミックセンター6階)…5月29日(金)～6月25日(木)(5月30日(土)・31日(日)、6月6日(土)・7日(日)を除く)、▶②教育指導課…5月29日(金)～6月25日(木)(土・日曜日を除く)
【展示する教科書】▶①は小・中学校
【問合せ】教育指導課指導係(本庁舎4階) ☎(5273)3084へ。

就学援助を受給していた方へ

4月分給食費相当額を支給します

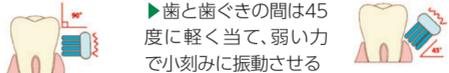
令和元年度に就学援助を受給していた世帯に、4月の休校期間中の学校給食費相当額を支給します。5月中旬に保護者の口座へ振り込む予定です。
※申し込み等は必要ありません。
※生活保護を受けている世帯は、福祉事務所から支給します。
【問合せ】学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3089へ。

6月4日～10日は「歯と口の健康週間」 歯と口の健康維持に努めましょう

外出自粛等で家で過ごす時間が長くなり、かかりつけ歯科医等による専門的なケアを受ける機会も減る中で、セルフケアを念入りに行いましょう。

◆歯磨きのポイント◆

▶歯の表面は、毛先を歯に対して直角に当て、小刻みに振動させる
▶歯と歯ぐきの間は45度に軽く当て、弱い力で小刻みに振動させる
▶磨く順番を決め、磨き残しがないようにする



●新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、歯科健康診査の開始時期を遅らせる場合があります

歯科健康診査の開始時期は、新型コロナウイルス感染症の状況により判断し、新宿区ホームページ、広報新宿等でお知らせします。開始時期を確認し、協力歯科医療機関に予約の上、受診してください。
【対象】区内在住の20歳以上(令和3年3月31日までに20歳になる方を含む)
【受診方法】協力歯科医療機関(同封の案内に記載)に予約の上、区が発行する受診票・問診票を持参して受診してください。20・30・40・50・60・70・75・80歳の方には5月末に受診票等を発送します。上記以外の年齢の方や受診票がお手元にない方、要介護等で通院できない方はご相談ください。また、受診票等は、受診するまで保管してください。
【費用】400円(減免あり)
【問合せ】健康づくり課健康づくり推進係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3047へ。

新型コロナウイルス感染症 に関する各種相談

5月15日時点の情報を掲載しています
各所のホームページ等を参考に相談窓口を以下の
とおりまとめました。内容は変更している場合があります。
詳しくは、各所のホームページをご確認ください。

症状・感染について

内容	相談先	電話・ファックス
感染の疑いがある 次のいずれかの症状がある方はすぐに相談を(下記症状に該当しない場合の相談も可) ▶息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある ▶重症化しやすい方(※)・妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある ▶上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ★小児は帰国者・接触者電話相談センター・かかりつけ小児医療機関に電話等で相談してください。	《新宿区》 帰国者・接触者電話相談センター (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
	《東京都》 帰国者・接触者電話相談センター (月～金曜日午後5時～翌午前9時、土・日曜日、祝日等は24時間受け付け)	☎(5320)4592
症状・予防など 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談(感染の疑いや症状がある等の相談を除く)	《新宿区》 新型コロナウイルス相談電話 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)	☎(5273)3836 FAX(5273)3820
	《厚生労働省》 (午前9時～午後9時)	☎0120(565)653
【多言語】 英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・日本語	《東京都》 保健医療情報センター「ひまわり」(午前9時～午後8時)	☎(5285)8181
症状・予防など 英語・中国語・韓国語・日本語	《東京都》 新型コロナコールセンター(一般電話相談)(午前9時～午後10時)	☎(0570)550571
【聴覚障害のある方向け】 症状・予防など	《東京都》 新型コロナウイルス感染症相談窓口	FAX(5388)1396

経済支援について

内容	相談先	電話・ファックス等
個人向け 【特別定額給付金】 4月27日時点で住民基本台帳に記録されている方への給付金 ▶一人につき10万円	《新宿区》 新宿区特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後7時)	☎(5273)4353
	《総務省》 特別定額給付金コールセンター (午前9時～午後8時)	☎0120(260)020
【個人向け資金貸付】 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入が減少した世帯への緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の貸付の特例措置(原則として申請は郵送で受け付け)	《新宿区社会福祉協議会》 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3546 FAX(5273)3082
【住居確保給付金】 離職等により住居を失うおそれのある方等に対する家賃相当額の給付金(上限あり。所得等、諸条件あり。原則として申請は郵送で受け付け)	《新宿区》 生活支援相談窓口 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3853 FAX(3209)0278
企業向け 【持続化給付金】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する国の給付金 ▶法人…200万円 ▶個人事業者等…100万円	《経済産業省》 持続化給付金事業コールセンター (午前8時30分～午後7時)	☎0120(115)570 IP電話からは ☎03(6831)0613
【感染拡大防止協力金】 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた都の要請等に応じ、施設の使用停止に協力した中小企業への協力金 ▶単独店舗…50万円 ▶複数店舗…100万円	《東京都》 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター (午前9時～午後7時)	☎(5388)0567 HP https://www.tokyo-kyugyo.com
【中小企業の相談・支援】 利子と保証料全額補助の緊急融資のあっせん(貸付限度額/500万円)、セーフティネット保証、危機関連保証、商工相談等	《新宿区》 産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時) ※商工相談(予約制)は午後7時の枠まで設けています。	☎(3344)0702 FAX(3344)0221
【店舗等賃貸人への家賃減額分の助成】 店舗等の賃貸人が新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している事業者に対し、家賃を減額した場合に減額した家賃の一部を助成 ▶減額した家賃の2分の1(月50,000円を限度、1賃貸人に付き5物件まで。助成対象月は令和2年4月分～10月分のうち、最大6か月分)	《新宿区》 店舗等家賃減額助成担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(5273)3554
【中小飲食事業者への業態転換に掛かる費用助成】 中小飲食事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により売上確保の取り組みとして新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」等を始める場合に掛かる費用の一部を助成 ▶上限を125万円として補助率5/5(東京都中小企業振興公社…上限を100万円として補助率4/5、新宿区…上限を25万円として補助率1/5)	《新宿区》 産業振興課産業振興係 (土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)	☎(3344)0701 FAX(3344)0221
	《東京都》 東京都中小企業振興公社業態転換担当 (土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後4時30分)	☎(5822)7232
【雇用調整助成金】 新型コロナウイルス感染症の影響で休業等を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するための助成金 ▶一人1日8,330円	《厚生労働省》 雇用調整助成金コールセンター(午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999
【学校等休業助成金・支援金】 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業に伴い、雇用する労働者の申し出により有給休暇を取得させた事業主や、小学校等の臨時休業に伴い、お子さんの世話をを行うために仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への国の補償 ▶事業主…労働者一人1日上限8,330円 ▶フリーランスの方…1日上限4,100円	《厚生労働省》 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (午前9時～午後9時)	☎0120(60)3999

詐欺被害防止

一言アドバイス

不審な給付金のご案内にご注意を!



区内の特殊詐欺被害 認知件数(4月)

特殊詐欺の主な種類	件数
オレオレ詐欺	2件
預貯金詐欺	1件
還付金詐欺	8件
架空料金請求詐欺	0件
キャッシュカード詐欺盗	3件
合計	14件

※区危機管理課調べ

新型コロナウイルス感染症の影響で、一人10万円の特別定額給付金が支給されることになりました。この給付金に関して、市区町村や総務省などが次のようなことを求めることは絶対にありません。

- ▶ATMの操作
- ▶給付のための手数料の振り込み
- ▶メールを送り、URLをクリックさせて申請手続きを求めること
- ▶上記のような「給付金」に関する電話

がかかってきたり、郵便・電子メールを受け、少しでも疑問や不安を感じた場合には、区内4警察署または区危機管理課にご確認ください。

【警察署代表電話】▶牛込☎(3269)0110、▶新宿☎(3346)0110、▶戸塚☎(3207)0110、▶四谷☎(3357)0110

【問合せ】区危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532・FAX(3209)4069

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 子育て世帯の方へ

子育て世帯臨時特別給付金を 支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している方に、臨時特別給付金として対象児童一人につき10,000円を支給します。

対象の方には、6月上旬にご案内を発送します。

※支給対象者が公務員の場合、勤務先より別途案内があります。また、支給日は公務員以外の方と異なります。

詳しくは、お問い合わせください。

【対象】令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している方

【助成額】令和2年4月分の児童手当が給付対象となっている児童一人につき10,000円

【問合せ】子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546・FAX(3209)1145へ。